

建築基準法（以下「法」という。）第76条の3第2項の規定に基づき提出されました次の建築協定書について、同条第4項の規定において準用する法第73条第1項の規定により当該建築協定を認可しましたので、同条第2項の規定に基づき公告します。

その建築協定書は、法第76条の3第4項の規定において準用する法第73条第3項の規定に基づき、京都市都市計画局建築指導部指導課において一般の縦覧に供します。

平成17年7月19日

京都市長 梶本頼兼

1 申請者の住所及び氏名

東京都中央区八重洲1丁目2番地1

みずほ信託銀行株式会社 不動産カスタディ部長 正木秀寿

2 建築協定の名称

京都市西京区桂坂第26地区建築協定

3 建築協定区域

京都市西京区御陵大枝山町3丁目1番174, 1番252, 1番253, 1番262及び

2番17の各一部

5 建築協定の事項

建築物の敷地、位置、構造、用途、形態、意匠、建築設備及びその他の事項

6 建築協定の期間

10年間

7 認可年月日及び番号

平成17年7月12日第1号

(都市計画局建築指導部指導課)